

大使館便り

第233号 令和4年8月8日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からの御挨拶

6月27日から7月1日まで、「第2回『持続可能な開発目標（SDG）14』実施支援・国連会議」（いわゆる第2回国連海洋会議）がリスボンで開催され、国連加盟国、国際機関、民間企業及びNGO等が出席し、海洋の保全や持続可能な利用を始めとするSDG14に関する議論が行われました。我が国からは三宅伸吾外務大臣政務官を団長とする外務省、環境省、水産庁から成る政府代表団が来訪し参加しました。

プレナリーでは開会式に務台環境副大臣が出席（本使も陪席）、2日目午後には三宅政務官がスピーチを行い、様変わりする海洋環境の状況に触れた上で、水産資源の持続的利用やIUU漁業（違法・無報告・無規制漁業）対策、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン及び新しい条約作りの主導といった海洋プラスチック汚染対策、海洋関連の自然災害対策等に関する日本のSDG14実現に向けた国内外での貢献について述べ、今回の会議に当たって計18件（約24百万米ドル）の自主的取組を登録した旨表明しました。また、他の国でも応用可能な日本の優れた取組を「日本モデル」として発信していき、今後も世界と共にSDG14実現に向け協力していきたい旨述べました。

プレナリー会合と並行して開催されたインタラクティブ・ダイアログにおいては、海洋に関する8つのテーマについての議論が行われたところ、務台副大臣が海洋汚染に関するダイアログにて演説し、海洋プラスチック汚染対策にかかる日本のイニシアティブと国際連携を訴え、三宅政務官は持続可能な漁業に関するダイアログにて演説し、IUU漁業対策に関する我が国の国内外での取組及び途上国への支援等に言及しました。

更に三宅政務官は今回のポルトガル訪問の機を捉え、アンドレ外務・国際協力担当副大臣との会談や、ブリリャンテ・ディアス社会党国会担当団長ほかとの会談を行い、日本ポルトガル交流480周年となる来年に向けた二国間関係の強化や、国際・地域情勢について議論しました。

我が国の海洋分野に懸かる国際場裡におけるプレゼンスを確保しその取組みを促進したこと、コロナ禍後を見据えて日ポルトガル二国間関係も政務レベルによる会談が再開したこと等、評価できる点が多い充実した1週間であったと思料します。

2. 政治・経済関係

（1）レベロ・デ・ソウザ大統領、ブラジルを訪問

7月2日から4日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領はブラジルを訪問しました。ブラジルでは、ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ元大統領、ミシェル・テメル前大統領、

フェルナンド・エンリケ・カルドーゾ元大統領らと会談しました。また、レベロ・デ・ソウザ大統領は、リオデジャネイロで行われた南大西洋航空横断100周年記念式典及びサンパウロ国際書籍ビエンナーレの開会式にも出席した他、リオデジャネイロ及びサンパウロの在留ポルトガル人コミュニティとも歓談しました。当初予定されていたジャイル・ボルソナーロ大統領との会談は、ボルソナーロ大統領の都合によりキャンセルされたものの、レベロ・デ・ソウザ大統領は、3日間のブラジル訪問を「非常に上手くいき、期待を上回った」と評価しました。9月には、ブラジルの独立200周年記念式典が実施される予定であり、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ボルソナーロ大統領の招待を受け、再度ブラジルを訪問する予定です。

（２）レベロ・デ・ソウザ大統領及びポルトガル政府、安倍元首相銃撃事件に関する声明を発表

7月8日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、7月8日に発生した安倍元首相の銃撃事件に対し、大統領府HP上で声明を発表しました。レベロ・デ・ソウザ大統領は「日本の安倍晋三元首相に対する卑劣な暗殺に衝撃を受け、日本国に対し、謹んで哀悼の意を表し、この嘆かわしい暴力の発露を拒否する。」と同事件を非難しました。また、ポルトガル政府も同日、政府HP上で「ポルトガル政府は安倍晋三元首相のご遺族及び日本政府に対し、深い哀悼の意を表すると共に、同首相を死に至らしめた過激な暴力行為を極めて強く非難する。安倍元首相は、民主主義の原則及び日本国民のため、対話を確立したその能力により記憶されるだろう。安倍元首相は首相在任時、2014年に日本の首相としてポルトガルへの公式訪問を行っており、日本の首相のポルトガル訪問は初めてであった。心を痛め悲しみに暮れている最中、ポルトガル政府は日本及び日本国民に対し、深い友情及び連帯を表明する。」と声明を発表しました。

（３）ポルトガルに熱波が到来、国内各地で火災が発生

7月に入りポルトガルは熱波に襲われ、13日にはピニャオンの観測所で47度を記録し、7月の国内最高気温を更新しました。7月19日には、保健当局（DGS）が7月7日から18日までの期間、熱波に起因する死者が1,000人以上に上った旨発表しました。

また、気温の上昇及び乾燥に伴う火災発生リスクの上昇に鑑み、7月7日、政府は7月8日から7月15日までポルトガル大陸部全土に「警戒状態宣言」を発出する旨発表しました。7月9日には、7月11日から15日まで、同宣言を宣言のレベルが一段階高い「災害状態宣言」に引き上げる旨発表し、同宣言は17日まで延長されました。その後18日から19日まで「警戒状態宣言」へと引き下げ火災を警戒する宣言を終了する予定だったものの、同宣言は7月21日まで延長されました。

国内各地では火災が発生し、農業・食料省は火災の被害を受けた農家に対し畜産飼料確保のための特別補助金を提供する他、地域の被害及び調査が完了次第、農場の生産力回復のため

めの支援策を開始する旨決定しました。

尚、7月15日にポルトガル海洋大気研究所（IPMA）は、2021—22年（21年10月から22年6月）は、1931年以来2004—05年（同期間）に続き、過去二番目に乾燥した季節となった旨発表しました。

（４）インテルカンプス社の世論調査結果—7月

7月19日、インテルカンプス社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。物価上昇への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は35.1%（前月比0.8ポイント増）に増加し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は19.8%（同31.9ポイント減）と減少しました。PSとPSDの支持率の差は15.3ポイント（前月比2.7ポイント増）に増加しました。その他主要政党では、リベラル主導党（IL）及びシェーガ党（CH）、左翼連合（BE）の支持率が増加し、統一民主連合（CDU）及び人と動物と自然の党（PAN）の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移※¹】

政党	11月	12月	1月	5月	6月	7月
社会党（PS）	34.7	29.4	29.0	34.5	34.3	35.1
社会民主（PSD）	25.0	22.2	24.1	18.5	21.7	19.8
リベラル主導党（IL）	3.7	5.3	4.6	6.8	6.9	8.5
シェーガ党（CH）	5.6	7.4	5.8	7.7	8.2	8.3
左翼連合（BE）	6.9	5.5	7.0	5.2	5.2	5.4
統一民主連合（CDU※ ² ）	4.8	3.7	4.9	3.6	3.2	2.8
人と動物と自然の党（PAN）	3.9	2.9	3.5	3.6	2.7	2.2
民衆党（CDS）	1.8	1.3	0.9	2.9	2.9	2.0
Livre	0.2	0.7	0.5	1.8	1.2	1.7

※¹ 10月・2月～4月数値は未公表

※² ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

（５）欧州統計局、第2四半期GDP成長率を発表

7月29日、欧州委員会及び欧州統計局はEU及びユーロ圏、EU加盟各国の2022年第2四半期のGDP成長率速報値を発表しました。ポルトガルは、第1四半期では個人消費の増加及び観光産業の回復に伴い、2022年第1四半期に2.5%とEU内でも高い水準の成長率を記録したものの、第2四半期では民間消費及び投資が鈍化し、第1四半期と比較し-0.2%とマイナス成長を記録しました。EU全体では0.6%、ユーロ圏では0.7%の成長率を記録し、EU全体で成長率が鈍化しました。他方、前年同期との比較では、ポルトガルは6.9%の成長率を記録しており、EU及びユーロ圏平均値よりも高い成長を

示しました。

【前期比四半期GDP成長率 (%)】

	21年3Q	21年4Q	22年1Q	22年2Q
EU	2.2%	0.6%	0.6%	0.6%
ユーロ圏	2.3%	0.4%	0.5%	0.7%
ポルトガル	2.7%	1.7%	2.5%	▲0.2%

【前年同期比四半期 GDP 成長率 (%)】

	21年3Q	21年4Q	22年1Q	22年2Q
EU	4.1%	5.0%	5.5%	4.0%
ユーロ圏	3.9%	4.8%	5.4%	4.0%
ポルトガル	4.4%	5.9%	11.8%	6.9%

2. 広報・文化・その他関係

(1) 「第22回セルヴェイラ国際芸術ビエンナーレ」の開催

7月16日～12月31日、ヴィラ・ノヴァ・デ・セルヴェイラ市(Vila Nova de Cerveira)において、標記国際芸術ビエンナーレが開催されています。イベリア半島で最も古い44年の歴史を有する本ビエンナーレでは、今回、日本を招待国として様々な展示を始め、現代アート国際コンクール、美術をテーマとしたワークショップ、子供体験アトリエ、アーティストによるパフォーマンス、講演・ディスカッション等が行われる予定です。当館は、7月16日のオープニングに参加し、日本酒紹介事業も併せ実施しました。



(お知らせ)

●広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp までご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 2022年5月下旬、日本政府は入国時検査及び入国後待機期間の見直しを行い、オミクロン株の流入リスクを総合的に勘案の上、各国・地域を、「赤」、「黄」、「青」に区分しました。これにより、ポルトガルは「黄」に指定され、同年6月1日以降、以下の措置が適用されています。

新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

ポルトガルからの入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査で陰性と判定された場合、入国後7日間の自宅待機が求められます。ただし、入国後3日以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の待機の継続は不要となります。また、入国後24時間以内に自宅等の待機場所まで移動する場合は公共交通機関の使用が可能です。

新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者は、入国時の空港での検査は不要となり、入国後の自宅待機も求められません。

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている検査（陰性）証明書、誓約書、ワクチン証明書の提示や質問票への記入が必要なことに変更はありません。現在、厚生労働省では、検疫手続きの事前登録ができる「ファストトラック」の御利用を推奨しています。入国時の検閲手続きに要する時間を短縮できますので、当該ウェブサイト

(<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>)を御確認の上、指定のアプリ（MySOS）上に、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書を事前に登録してください。

ウ 検査証明書については、日本に向かう当国発便の出発前72時間以内に受検した検査結果が有効となります。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式でも差し支えありません。原則として、陰性の検査結果を提示できない場合は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないので御留意ください。

（３）ポルトガルへの入国について

現在、日本を起点とするポルトガルへの渡航はその目的を問わず認められており、7月1日以降、入国時のワクチン接種証明書あるいは陰性証明書の提示も不要となりました。

（４）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

日本で新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する方は、詳細につき次の外務省海外安全HPを御確認ください。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（５）外国人の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されていますが、2022年3月1日から、外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国が認められることになりました。さらに、6月10日からは、日本国内に所在する旅行代理店等の受入責任者が、入国者健康確認システム

（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、観光目的による新規入国も認められますが、「青」指定の国々のみに限られています。したがって、現在「黄」指定の当国からは観光目的での入国はできません。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)）を御覧ください。

（６）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域にお住まいの方や遠隔地にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館まで御相談ください。

(7) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(8) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、目下の新型コロナウイルス感染症に係る現況を始め、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住中のご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方を御存じでしたら、届出を行うよう御案内ください。

また、本届により当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(9) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウ

ウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いします→

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(10) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ＩＣチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝６時半から夜１１時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります（ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。）。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。２０２１年３月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのＩＣチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同３月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の６割程度においてまた、令和５年（２０２３年）３月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いします。

(11) 御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は**予約制**を採っております。御来館の際は、事前にお電話かＥメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(12) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp